

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050040	患者の入国ビザ発行の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	我が国で治療等を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定よりも長期化する等の事情で申請があった場合には、所要の審査を行った上で、在留期間の変更等を認めるなど、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。	国際外傷機能再建センターで治療を受けようとする患者には、観光ビザでは期間が不十分であるので、治療に必要な期間滞在できる医療ビザを発行する。	外貨獲得のため、外傷後遺障害の機能再建のための患者を、アジアを中心に国外からも受け入れる。	D	I・III	治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も含め、現行法令の下で十分に対応可能であることから、医療滞在に特化した在留資格の創設は必要ないものと考えているが、現行制度で対応できない又は不便が生じている等の具体的な事例が把握されれば、制度の善用防止にも配慮しつつ、対応策について検討することとしたい。	国際外傷機能再建センター	0023040	個人	東京都	外務省 法務省
050050	医師免許・看護師免許の規制緩和 医師・看護師に対する入国ビザ発行の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者(薬剤師、保健師、助産師、看護師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に付与される。 なお、「医師、歯科医師」とは日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	国際外傷機能再建センターでは、日本の免許を持たない外国の医師や看護師でも一定の技術レベルが認められれば日本国内で診療が行えるよう規制緩和する。それらの医師・看護師に就労ビザを発行する。	海外からの患者が言語の不自由なく安心して治療を受けられるよう、アジアを中心に国外から医師・看護師を受け入れる。	C	I・III	本件要望にある日本の医師免許、看護師免許を持たない外国人医師、看護師の就労の問題については、医療制度所管省庁において検討すべきものである。所管省庁の検討結果を踏まえ、在留管理上問題のない方法での受入れについて検討することとなる。	国際外傷機能再建センター	0023050	個人	東京都	法務省 厚生労働省
050060	低炭素社会推進「最寄国機関への所轄区域見直し」	法務省組織令等 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第2条	法務局及び地方法務局の管轄区域は、原則として都道府県界を基準としている。 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律では、面積が広大な北海道を除き、都道府県ごとに地方裁判所及び家庭裁判所を設置した上で、各都道府県内の地域を分割して各簡易裁判所の所管区域を定めている。	国機関の管轄区域について、一定要件を満たしている場合には、所轄区域を見直し、最寄の国機関の利用を可能とする。 (吉富町では、隣県大分県中津市に所在する法務局支局、簡易・家庭裁判所、税務署)	国機関について、現在定められている所轄機関より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。 具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも最寄とはなっていない。最寄の機関を所轄機関とすることで、国民が国のサービスを効率良く享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。 提案理由 福岡県吉富町は、大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関までは約28kmの距離がある。一方、隣県大分県中津市に所在する国機関(大分県北部地域管轄)へは2.5km以内と近接している。管轄外でも可能な手続きは現在、法務局支局でオンライン化により発行可能な不動産の謄抄本証明書の交付や簡易・家庭裁判所での調停(相手方の了承の得られたもの)に限られ、その他、法務局支局での不動産登記、税務署での国税申告、簡易・家庭裁判所での訴訟、家庭裁判所での戸籍の氏の変更許可などは相談に留まり、手続きは行橋市に所在する管轄機関に行かなければならない。 所轄区域の見直しにより、身近な国機関で効果的・効率的なサービスが享受された場合、距離は最大1/11に、時間は最大1/8未満になり交通の省エネルギー化、低炭素化が推進される。また自転車や徒歩での利用も可能となり、高齢者をはじめとする交通弱者への配慮となるとともに、国機関が身近なものとなり、生活利便が向上する。 代替措置 所轄の見直しについては、市町村単位で距離や同一生活圏などの一定要件を満たす場合とする。	C	II I	法務局及び地方法務局の管轄区域については、管轄区域を明確に規定するためであり、それと異なる管轄区域を設定すると、国民の間に無用の混乱を生じさせるおそれがあるほか、法務局及び地方法務局と各都道府県との連携が困難になるなどの問題がある。よって、提案については消極に解する。 なお、不動産、商業・法人の登記に関する証明書については、オンラインや郵送による請求のほか、管轄区域外の法務局でも請求することができる。また、不動産、商業・法人登記の申請についても、オンラインや郵送により申請することができる。 本提案では、隣接する都道府県の県境をまたぐ形で裁判所の管轄区域を設定することが提案されているが、都道府県は、歴史的沿革等も踏まえた広域行政区画として一体性を有しており、種々の行政機関においても管轄区域の基本として用いられているから、裁判所の管轄区域の定めについてもこれを基本とすることは合理的である。 また、都道府県という行政区画を超えた管轄区域の見直しをすることは、利用者(特に当該地域外に所在する紛争の相手方)にとって管轄裁判所の予測が困難となり、管轄の調査の手間が増える等、利用者の間に無用の混乱を生じさせるおそれがある。 したがって、都道府県を超えた裁判所の管轄区域の見直しをすることは困難である。	0032010	吉富町	福岡県	法務省 財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050070	カジノゲーム場の開設	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条	日本では公営ギャンブル(競馬・競艇・競輪・オートレース)以外の「賭博」行為は、非合法として刑法により禁止されています。そこで、国家としてカジノ法案の成立を望みます。その理由として観光においての国際競争に参画及び勝ち抜くこと、経済的メリットを活かし、社会に還元することを目的とします。カジノは国家の規制監視と管理下に置くことを前提に合法化する。	国の許認可のもと、千葉県、千葉市が旅行者となりカジノ管理組合を設立し、民間の投資及び運営会社を公募します。具体的には、現行の公営ギャンブルと違い、地方公共団体は財政出動ではなく、制度前出により、民間の資金、ノウハウを活用します。千葉市を中心に再開発を図り、既存施設との協和や連携を取ります。また、カジノ政策を立案し、観光振興、雇用、消費などの多様な経済的側面の活性化を図ります。 提案理由 日本におけるカジノ法案の成立を前提に、千葉県千葉市の現状を鑑み、カジノをひとつのコンテンツとした複合型施設の開発を促しています。千葉市は、県の役割を果たすとともに首都機能の一翼を担う都市であり、国際情報都市として日々発展を続けています。また、成田空港、羽田空港とのアクセスも容易であり、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境にも恵まれ、今後の開発を見据えた広大な土地を有しており、この活用方法として、カジノ場を誘致いたします。総じて、千葉市におけるカジノ構想は、観光客、ミーティング、コンベンション、展示会、大会など様々な目的で訪れる人々を受け入れ、千葉市、千葉県、そして、日本の発展に有意義になり、外国人観光客の増加、地域雇用の創出を可能とするとともに、収益を有効活用することで、訪れる人々、そこで暮らす人々の安心安全を確保した都市開発ができます。	C	I	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ。刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを罰法第185条及び第186条の構成要件から外すことではない、カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について個別に、当該府庁との協議に応じる用意はある。	千葉・アミューズメントプロジェクト	0039010	千葉県 ミュージメントプロジェクトチーム	千葉県	警察庁 法務省 国土交通省
050080	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(在留期間)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	法務省令に基づき法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の施設において研究等を行う研究者の在留期間の上限を5年としているところ。	特定の研究業務に従事する外国人について、一般的な在留期間は年が上限であるが、更新する上限期間の上積み、あるいは上限期間の撤廃を求め、優秀な外国人研究者の確保を図りたい。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 優秀な外国人研究者の活躍を拡大し、日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものである。その実現に向けた取組みとして、在留期間の上限を5年からさらに上限期間の上積みを図り、あるいは上限期間の撤廃を求め、制度的障壁の低減化・規制緩和を実施することが必要である。	C	I	平成21年7月に成立した改正入管法により、適法な在留資格をもって我が国に中長期滞在する外国人を対象に、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな在留管理制度が導入され、在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握することができるようになるため、研究者や技術者等在留期間の上限をこれまでの3年から5年とし、より安定的な在留を可能とすることとしている。 この上限を5年としたのは、外国人の在留状況の変化等の可能性を考慮した場合、在留管理を適切に行うためには、少なくとも6年一度は在留期間の更新を求めて、現在の在留状況の確認と在留継続の可否を判断することが必要と考えたことによるものであり、まずは改正入管法の着実な施行を行ってまいりたい。	成長戦略拠点特区	0041050	大阪市 大阪府	法務省	
050090	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(入国・在留申請手続き)	出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、第19条～第21条、第24条	在留資格認定証明書の交付、資格外活動の許可、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、在留資格の取得許可等について、法務省令に定める手続により審査を行っている。	当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるように求めたい。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 優秀な外国人研究者の活躍を拡大し、日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものである。そこで、特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留申請(在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請)を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じることが必要である。 この点、外国人研究者受入れ促進事業に関する501～503を促進するための従属的業務として、504の外国人研究者の受入れの際の優先処理が特例措置として実施されていた。しかし、外国人研究者受入れ促進事業501～503が、全国展開されたことから、特例措置504の効力が失われ、特例措置はなくなった。そこで、今後、本市特区提案である外国人研究者の受入れ促進事業を推進するために、先に実施されていた504に類する提案を行うものである。	D	IV	企業活動の国際化の進展に伴い、外国人の雇用に係る手続の簡素化・迅速化が求められていること等から、過去の実績や規模等から不法残留等の問題が発生するおそれが少ないと認められる企業等に受け入れられる外国人研究者等の在留資格認定証明書交付申請については、従前から迅速処理及び提出資料の簡素化等の措置を講じてきたところ。また、平成21年7月に施行された入国・在留申請における申請書の様式変更と併せ、同年9月からは、投資・経営、研究、技術等の在留資格に係る入国・在留申請のうち、上場企業等一定の規模等を有する企業等に就職する外国人については、申請書のみを提出を求めるとし、提出資料の大幅な簡素化を図っており、当該申請については、申請受理日から10日程度をめどとして処理を行っているところ。これらの措置を着実に実施することにより、ご指摘の要望に応えてまいりたい。	成長戦略拠点特区	0041060	大阪市 大阪府	法務省	
050100	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(再入国許可)	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、本邦に在留する外国人が在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、申請に基づき再入国の許可を与えることができる。当該再入国の許可を与える場合は当該許可が効力を生ずる日から3年を超えない範囲において有効期間を定めるものとされている。	特定の研究業務に従事する外国人については在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可の有効期間についても同様に上限を5年にするよう、伸長を求めたい。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 優秀な外国人研究者の活躍・日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものであり、その実現に向けた取組みとして、再入国許可申請の有効期間の上限を3年からさらに上積みを図り、上限期間を5年とする制度的障壁の低減化・規制緩和を実施し、入国・上陸手続きの簡略化を図ることが必要である。	D	I	第171回国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(法律第79号)により、再入国許可の有効期間が最長3年である当該規定を改正し、再入国許可の有効期間については、最長5年を超えない範囲内で定めることができることとしている(平成24年7月までに施行)。	成長戦略拠点特区	0041070	大阪市 大阪府	法務省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 提案 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府庁
050110	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(永住許可)	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	永住許可の申請があった場合には、当該者が人曹法上の要件を満たし、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるとき限り、これを許可することができる。在留実績については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることを要することとしており、特例として、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与える等の取扱いを行っているところ。「特定事業に係る外国人の永住許可弾力事業」を実施する特区として内閣総理大臣が認定した特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業において我が国への貢献があると認められる者については、引き続き3年以上本邦に在留することと足りるとしている。	外国人研究者が、特定分野において我が国への貢献があると認められた場合、在留実績が5年以上とされているが、さらに在留実績期間の短縮により永住を許可するものとした。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 優秀な外国人研究者の活躍・日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものであり、その実現に向けた取組みとして、特定分野において我が国への貢献があると認められた場合、通常は10年以上の在留実績が必要となる構造改革特区制度により5年以上とされたが(構造改革特区505)、さらなる在留実績期間の短縮により永住を許可するものとする等、制度的障壁の低減化・規制緩和を実施することが必要である。この点、外国人研究者受入れ促進事業 501～503を促進するための従属事業として、505の外国人研究者の受入れの際の永住許可弾力性が特例措置として実施されていた。 しかし、外国人研究者受入れ促進事業 501～503が、全国展開されたことにより、特例措置505の効力が失われ、特例措置はなくなった。 そこで、今般、本市特区提案である外国人研究者の受入れ促進事業を推進するために、先に実施されていた505に類する提案を行うものである。	C	IV	永住許可の要件として、原則として引き続き10年以上の本邦に在留等を求めているのは、申請人である外国人の在留の恩恵、家族・親族状況等から見て、申請人の我が国社会との有機的関連が相当強くなっていると考えられ、これら期間の在留をもつて我が国社会の構成員として認められるものと評価し得るからである。 入国管理局のホームページにおいて、永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住許可・不許可事例や、我が国に貢献があると認められる者への永住許可のガイドラインを公表し、透明化に努めているところである。 なお、高度人材の受入については、第4次出入国管理基本計画において、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の後遺措置を講ずる制度の導入を検討していくこととしており、その中で提案の内容についても考慮してまいりたい。	成長戦略拠点特区	0041080	大阪市	大阪府	法務省
050120	外国人留学生等の就業後の事業活動への在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第2条	留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合には、最長180日間の滞在を認めていたところ。平成21年4月以降、大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、母籍人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たっては卒業した教育機関の推薦があるなどの場合に、在留資格「特定活動」在留期間「6ヶ月」への変更を認めることとし、更に1回の在留期間の更新を認めることで、就職活動のために1年間本邦に滞在することが可能となっている。	外国人留学生等が学業終了後の就職活動において、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更にならざる支援を求めたい。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 外国人留学生等が、在学時の研究等の場所を所属大学に固定することなく、国内の関係企業等との連携研究を可能とする観点から、学業終了後の就職活動においても、日本での研究及び定着化を図り、また、学生との優れた人材を求める企業との間で、両者の事業活動が柔軟かつ円滑に進められるような環境を整えるため、留学生等の就職後の事業活動への在留資格の付与に関しては、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更にならざる支援を実施することが必要である。 この点、学生が継続就職活動を行うとする場合、立証資料として、在留中の一切の経費の支弁能力を有する文書や大学の卒業証書又は卒業証明書、在学していた大学による継続就職活動についての推薦状、継続就職活動を行っていることを明らかにする資料等、さまざまな資料等を準備しなければならぬ。そのような一連の手続きに関して、学生側の負担軽減の観点から廃止又は簡略化を提案する。 また、その間の「資格外活動許可(1週間28時間内)」においても、就職活動中の経済的基盤の確保のため、その制限枠の撤廃を求めたい。	D	-	「短期滞在」への在留資格変更にならざる支援」が具体的にどのような支援を求めているのか、御要望の趣旨が不明であるが、上述の通り、現行の取り扱い上、就職活動のため、卒業後最長1年間の在留を認めることが可能となっている。	成長戦略拠点特区	0041090	大阪市	大阪府	法務省
050130	外国人技能者・研修生の受入れ促進	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	技能又は研修の在留資格をもって入国するためには、入管法で定める在留資格に該当し、かつ、法務省令で定める基準に適合する等、上陸のための条件に適合しなければならない。	いわゆる技能者や研修生の受入れには在留資格獲得の条件が厳しく、これら技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズと合致していない実情があるため、在留資格獲得の条件を緩和したい。	大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。 (提案理由) 現下、高度な学歴やスキルを有するいわゆる外国人技術者に対する在留の門戸は一定レベル開かれているが、いわゆる技能者や研修生の受入れには在留資格獲得の条件が厳しい状況にある。これら技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズと合致していない実情に對して、在留資格獲得の条件の規制緩和が必要である。 この点、現行の外国人研修生や技術者の受入れは、外国人の母国経済社会の発展に寄与する広い意味での国際貢献・協力を目指す制度の下で事業が推進されている。 一例を挙げれば、「母国での修得が困難な技術・技能等を修得するために、日本で研修を受ける必要のある者」が、研修生の要件の一つとなっていて、この要件を廃止することにより、技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズに応えることができると考える。さらには、日本企業と外国企業との相互協力を通して、より一層の国際貢献と日本企業の技術力向上につなげることができると考える。	C	I・III	具体的どのような要件緩和を求めているか不明であるが、現在では、専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受入れについては政府として我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ多方面から慎重に検討していくことが必要である。研修・技能実習制度については、一部の受入れ機関が研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として稼働させるなど同制度の悪用事例の問題に對照し、研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、要請研修中の研修生に対する労働関係法の適用を可能とする等の制度の見直しを内容とする出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)が第171回国会において成立したところである。 制度の緩和措置については、施行後の新制度の運用状況を見定ながら、慎重に検討する必要があると考えている。	成長戦略拠点特区	0041100	大阪市	大阪府	法務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体	都道府県	制度の所管・関係府庁	
050140	在留資格「投資・経営」の要件(2人以上の従業員・500万円以上の投資)の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」については、本邦において投資又は経営する貿易その他の事業その経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)で常勤の職員が従事して営まれる環境であることが許可基準の一つとされているところ、この規模については、500万円以上の投資が行われている場合は、実際にこのような常勤の職員を2人以上雇用していなくても差し支えないとする取扱いを行っている。	入管管理法の「投資・経営」の在留資格認定要件(2人以上の従業員あるいは500万円以上の投資)の緩和を求める	①現状 諸外国の企業が日本への進出(日本法人の設立)を目指そうとした場合や外国人が日本で起業する場合、「投資・経営」の在留資格を取得する必要があるが、就業査証申請の段階で「在留資格認定証明書」(2人以上の常勤従業員あるいは500万円以上の投資)の提示が要件となっている。 ②問題点 海外の多様な企業を誘致することは、当該企業の得本性のみならず、国内企業との競争・連携を促す観点からも、望ましいものと考えられる。しかし、多くのアジア諸国と日本の賃金格差には大きな差があり、アジアの新興ベンチャー等小規模な企業にとって、ビジネスとして成功するかどうか不確定な中で、日本円で500万円という投資は大きな負担となる。また、500万円未満の投資の場合には、常勤で2名分の人員費を確保する必要があることから、日本への進出(会社設立)を断念している企業が存在すると思われる。 ③効果 在留資格「投資・経営」の要件の「最低でも500万円以上の投資」を引き下げるとともに、常勤雇用については、会社設立後一定期間に限って常勤雇用を1名とすることにより、日本での会社設立時の経費負担を軽減させる。 ④効果 アジアを中心とした多様なベンチャー企業等の立地が促進されることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	C	Ⅲ・Ⅳ	在留資格「投資・経営」は、相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者については、その者が専門的、技術的知識等を有するか否かにかかわらず、入国を認めているところ、事業の継続性が見込まれることが重要であることから、投資要件等の緩和は困難である。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0043080	大阪府	大阪府	法務省	
050150	総合コンベンション法制の整備(刑法185条等の適用除外、収益金の地域還元等の仕組み等)	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条	指定区域内における刑法185条の適用除外等を規定する特別立法を制定	①現状 コンベンションをはじめ、ショッピング、カジノなどエンターテインメント施設等を総合的に整備し、国際集客を図るための税制や規制緩和を図る総合的な特別制度がない。また、カジノは、刑法の「賭博及び當くじに関する罪」に該当し、禁止されている。 ②問題点 カジノの実現には、刑法上の違法性を阻却するための特別法の制定に関して法務省と協議する必要があるが、所管省庁が決定されていない。これは、国民の間にカジノへの理解が進んでいないことが要因の一つである。 ③解決策 青少年や地域住民への影響が小さいなど一定条件を有する区域を指定。指定区域内における刑法185条の適用除外、収益金の地域還元方策等を規定する特別法を制定。 ④効果 特区設置による経済効果、収益の地域還元方策、治安や青少年への影響等を幅広く検証でき、その結果を本格的な都市型統合リゾートの創出に活用できる。	指定区域内における刑法185条の適用除外等を規定する特別立法を制定	C	I	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を著する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	国際コンベンション都市の創出	0043310	大阪府	大阪府	警察庁 法務省
050160	国際コンベンション運営・設営関係者の入国規制の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、観劇の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動は、在留資格「短期滞在」に該当する。	Sibos2012運営・設営の専属チームなどの関係者の入国規制緩和によるMICE誘致の促進を求める	①現状 全世界の国際金融専門家などが集うSWIFT(国際銀行間取引通信協会)年次総会～Sibos(サイボス)が、2012年にインテックス大阪で開催される。 ②問題点 その準備はSWIFT本部と各参加企業の専属チームが行い、日本国内で報酬を得るものではないが、その日本在留資格を保證する法規定がなく、入国の規制が大きな懸念となっている。 ③解決策 入管管理法第2条の2別表一に規定する「本邦に短期滞在して行う」事項に「国際コンベンション運営・設営関係業務」を追加するなど、国際コンベンションの運営・設営関係者が確実に入国できるよう、在留資格やビザの発給について必要な措置を求める。 ④効果 100億円の経済波及効果といわれるSibosなど、海外からの専門集団による準備等に伴う大規模国際コンベンションの誘致促進に繋がる。	Sibos2012運営・設営の専属チームなどの関係者の入国規制緩和によるMICE誘致の促進を求める	D	-	本件要望に係る活動の詳細は承知していないが、国際会合の運営であつてその準備はSWIFT本部と各参加企業の専属チームが行い、日本国内で報酬を得るものではない」とされているところ、本件要望に係る活動は「短期滞在」の在留資格に該当すると考えられるため、現状において、特段の措置を必要としない。	国際コンベンション都市の創出	0043340	大阪府 大阪市	大阪府	法務省 外務省
050170	外国人研究者、医師・看護師、介護福祉士、留学生の在留期間の延長(研究・医療は10年、留学は5年。)	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	在留資格「研究」「医療」については「三年」又は「一年」。「留学」については、「二年三月」「二年」「一年三月」又は「一年」の在留期間が定められている。	在留資格「研究」「医療」「留学」の在留期間の上限を10年に延長(現行3年、改正入管法では5年を想定)	①現状 「研究」「医療」の在留資格は、在留期間が1年又は3年であり、「留学」については、1年、2年3か月等となっている。 ②問題点 外国人にとって、在留資格の取り直しが必要となり、負担となっている。また、在留期間が短く、安定した身分が担保されないことは、優秀な人材が高度な研究を行い、日本の産業や学術に貢献する上で障害となっている。 ③対応策 在留期間の上限を10年に延長(「留学」については5年に延長)。 ④効果 優秀な人材が長く滞在できる環境を整えることで、大阪に高度人材の集積を図る。	在留資格「研究」「医療」「留学」の在留期間の上限を10年に延長(現行3年、改正入管法では5年を想定)	C	I・Ⅲ	平成21年7月に成立した改正入管法により、適法な在留資格をもって我が国に中長期滞在する外国人を対象に、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな在留管理制度が導入され、在留管理に必要な情報をこれまで以上に正確に把握することができるようになるため、研究者や技術者等に係る在留期間の上限をこれまでの3年から5年とし、より安定的な在留を可能とすることとしている。 この上限を5年としたのは、外国人の在留状況の変化等の可能性を考慮した場合、在留管理を適切に行うためには、少なくとも5年に一度は在留期間の更新を求めて、現在の在留状況の確認と在留継続の可否を判断することが必要と考えたことによるものであり、まずは改正入管法の着実な施行を行ってまいります。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043390	大阪府	大阪府	法務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理 案 番 事 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府庁
050180	留学生の報酬を伴うインターンシップ活動等に参加する場合における資格外活動許可要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第19条 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条	入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、法務大臣から許可を受けなければならない。	大学が学業の一環と認定する活動(有償インターンシップや企業との協働研究活動等)に限り、「資格外活動の許可」の撤廃を求める。	①現状 留学生インターンシップ制度は、新卒人材の採用やグローバルな事業展開につながるなど、企業にもメリットがある。また、留学生に対するアンケートでは、約6割が卒業後も「日本で勉強・就職したい」と希望している。 ②問題点 留学生が有償インターンシップ等に参加するには、「資格外活動の許可」を得た上で、週28時間までという制限があり、日本人学生と比べ参加しにくい状況にあり、留学生と企業との共同研究などを通じた交流促進の障害となっている。とりわけ、1ヶ月を超える長期のインターンシップに参加する場合には、別途アルバイトにより収入を得る時間がないことから、参加を断念せざるを得ないケースがあるものと思われる。 ③解決策 第13次提案において、報酬(当該活動の対価として与えられる反対給付)を受けないのであれば、「資格外活動の許可」は要しない回答をいただいているが、大学が学業の一環と認定する長期の有償インターンシップ等への参加については、一定の報酬を得る場合でも、「資格外活動の許可」を免除とされたい。 ④効果 府内企業の人材確保の幅を広げ、就職希望留学生の定着が促進される。また、就職意欲の高い留学生と府内企業のマッチングが促進されることにより、アジアとの架け橋となる人材が確保され、企業のグローバル化に資することが期待できるとともに、大阪産業の国際化・地域活性化が図られる。	C (D)	I・III	留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が顕著している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労(例えば週40時間)を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることとなり、これは労働者の受入れ問題として扱うべきものである。なお、アルバイトに限らず、個別具体的な事業について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043400	大阪府	大阪府	法務省
050190	留学生が地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)の活動に参加する場合における資格外活動許可申請の撤廃	出入国管理及び難民認定法第19条 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条	入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には、法務大臣から許可を受けなければならない。	留学生の報酬を伴う資格外活動について、地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)に限り、許可制度を撤廃する。	①現状 留学生の資格外活動については、報酬を受ける場合、資格外活動の許可が必要。活動時間の上限は、1週につき28時間以内(長期休業期間は1日につき8時間以内)と制限されている。 ②問題点 留学生が地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)の活動に参加する場合、許可の取得や従事時間制限が、留学生と地域社会との交流促進の障害となっている。 ③解決策 地域活性化に資する分野の活動に限り、一定の報酬を得る場合でも、「資格外活動の許可」を不要とされたい。 ④効果 本特例措置により留学生の受入を促進し、開空や大学の集積等といったポテンシャルを活かし、大阪の国際化・地域活性化を図る。	C (D)	I	留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が顕著している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労(例えば週40時間)を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることとなり、これは労働者の受入れ問題として扱うべきものである。なお、アルバイトに限らず、個別具体的な事業について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043410	大阪府	大阪府	法務省
050200	「研究」「医療」「留学」「特定活動」の在留資格を有する外国人の再入国許可申請の免除	出入国管理及び難民認定法第26条	我が国に在留する外国人が出張や一時帰国等で一時的に出国し、再び我が国に入国して従前と同一の法的地位をもって在留しようとする場合には、あらかじめ再入国許可を受ける必要がある。	外国人が一時的に出国する際に必要な再入国許可申請を免除。	①現状 現在、在留資格が「研究」「医療」「留学」「特定活動」のいずれにおいても、一時出国に当たり再入国許可が必要である。 ②問題点 当該手続きは、出張や一時帰国等で一時的に出国しようとする外国人の負担となっており、有能な外国人人材の大阪への集積を図る際の障害となっている。 ③解決策 上記の資格を持つ外国人について、1年以内の再入国許可申請を免除し、海外との行き来の障害を取り除き、研究環境を整える。 ④効果 大阪の産業、技術の強化を図ることができる。	D	I	平成21年7月に成立した改正入管法により、適法な在留資格をもって我が国に中長期滞在する外国人を対象に、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな在留管理制度が導入され、在留管理に必要な情報がこれまで以上に正確に把握することができるようになる。この新たな在留管理制度の導入に伴い、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後一年以内に再入国する場合には、再入国許可を原則として不要とすることとしている。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043420	大阪府	大阪府	法務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
050210	留学生の就職時の在留資格要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第20条	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。また、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該技術若しくは知識を修得していることが必要。なお、介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がない。	日本の大学を卒業した留学生については、外国人が国内企業に就職する場合の「人文知識・国際業務」「技術」「介護・看護」などの在留資格要件の撤廃を求める。	①現状 経済・文化ともにグローバル化する中、グローバルな事業展開につながるなど、企業にもメリットがある。また、留学生に対するアンケートでは、約6割が卒業後も「日本で勉強・就職したい」と希望している。 ②問題点 第13次提案において、留学生が大学で専攻した科目と就労先の従事業務との「一定の関連性」については既に多数な対応を行っているとの回答があったが、文系学部留学生などは、専門性が認められない状況にあり、総合的な人材(総務、経理、営業等)確保を望む企業にとって障害となっている。 ③解決策 日本の大学を卒業した留学生が大阪府内に就職する際に求められる大学での習得内容と就職先の職務内容の関連性についての規制を撤廃し、文系・技術系の区別なく学部の卒業生が国内企業に就職できるよう求める。 ④効果 府内企業の人材確保の幅を広げ、就職希望留学生の定着が促進される。また、就職意欲の高い留学生と府内企業のマッチングが促進されることにより、アジアとの架け橋となる人材が確保され、企業のグローバル化に資することが期待できる。また、関西や大学の集積等といった大阪のポテンシャルを活かし、留学生の受入れを推進し、大阪の国際化・地域活性化を図る。	C	I・III	現在の企業においては広範な分野の知識を必要とする業務が多くなっているという実態を踏まえ、留学生の専攻科目と就職先で従事する業務内容との関連性については、柔軟に判断しており、現行の出入国管理制度が、留学生が国内就職する場合の支障になっていないと考える。企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人材の活動を幅広く認めるため、外国人材の就業実態を十分に把握し、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直し等に在留資格上の措置を検討することとする。 なお、我が国では「専門的・技術的分野」での外国人労働者の受入れを基本政策としており、これを担保する要件自体を緩和することは困難である。	外国人の活用と国内人材の育成・確保	0043430	大阪府	大阪府	法務省
050220	就労に係る在留資格の拡充(「介護」資格の前設、「技能」の資格要件の緩和)	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条	在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。	・大都市圏で不足する介護士等への就労促進のため、新たな在留資格「介護」を創設 ・ソフトウェア開発、美容師、調理師等への就労促進のため、在留資格「技能」の資格要件の緩和	①現状 留学生が卒業して日本の企業に就職する場合、在留資格変更許可が必要であり、「就労」を目的とする在留資格は「人文知識・国際業務」「技術」など16種類である。在留資格変更基準として、従事しようとする業務に必要な知識に関する科目を専攻して大学を卒業、またはこれと同等以上の教育を受けていること等の条件が求められる。 ②問題点 ・介護士等については、就労可能な在留資格がないため、留学生の就職、留学生受入拡大の障害要因となっている。 ・ソフトウェア開発、美容師、調理師等への就労促進については、就労可能な在留資格がない。 ③解決策 ・日本での資格取得者を対象とした新たな在留資格「介護」を創設。 ・ソフトウェア開発、美容師、調理師等について、日本での資格取得者を対象として「技能」の資格要件の緩和と。 ④効果 関西や大学の集積等といった大阪のポテンシャルを活かし、本特例措置により留学生の受入を促進し、地域において人材不足が懸念されている分野等の活性化、大阪の国際化を推進する。	C	I・III	介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護指導、相談業務等に従事しようとする場合には、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する機会が広がる。 日本の大学等を卒業した者で介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務も含めた介護分野への従事の可否については、現在のインドネシア等との経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者の就労状況等も踏まえて検討する必要があると考えられる。 在留資格「技能」の資格要件の緩和については、現在では、専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における受入れについては、政府として、我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分に勘案し、国民のコンセンサスを踏まえつつ、多方面から慎重に検討していくことが必要である。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043450	大阪府	大阪府	法務省 厚生労働省
050230	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において研究等を行う外国人研究者については、在留資格「特定活動」が付与される。	在留資格「特定活動」の審査基準を明確化・公表し、受入機関等の要件を緩和	①現状 H18より特区の全国展開により、高度専門的知識を要する特定分野に関する研究活動については、「特定活動」という在留資格で5年の在留期間が認められた。 ②問題点 「特定活動」の審査基準が明確でなく、対象となる研究分野についても公表されていない。 ③解決策 在留資格「特定活動」のうち、特定研究にかかわるものについて、ガイドラインを設けるなど審査基準を明確化・公表するとともに、受入機関の研究分野、研究体制に関する要件を緩和する。 ④効果 大阪に高度人材の集積を図り、リーディング産業・技術の発展が図れる。	C	I・III	これまでも過去に特区計画で認定された機関を出入国管理局のホームページで公表し、対象となる研究分野についての情報提供を行っているところであるが、今後審査に係る取扱いの明確化について検討していくこととした。	外国人高度・専門人材等の受入拡大	0043460	大阪府	大阪府	法務省